

議案第 132 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 12 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 31 号を第 34 号とし、第 11 号から第 30 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 3 号を加える。

- (1) しらさぎ運動公園多目的グラウンド 伊賀市下友生 3032 番地
- (2) しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場 伊賀市下友生 3032 番地 2
- (3) しらさぎ運動公園管理棟 伊賀市下友生 3032 番地 2

第 3 条中「第 17 号、第 20 号から第 22 号まで、第 24 号及び第 25 号」を「第 20 号、第 23 号から第 25 号まで、第 27 号及び第 28 号」に、「第 16 号まで、第 18 号、第 19 号、第 23 号及び第 26 号から第 31 号まで」を「第 19 号まで、第 21 号、第 22 号、第 26 号及び第 29 号から第 34 号まで」に改める。

別表第 1 上野運動公園体育館の項の次に次のように加える。

|                   |                   |                |
|-------------------|-------------------|----------------|
| しらさぎ運動公園多目的グラウンド  | 午前 9 時から午後 10 時まで |                |
| しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場 | 午前 9 時から午後 5 時まで  | 夏季期間は、午後 7 時まで |
| しらさぎ運動公園管理棟       | 午前 9 時から午後 10 時まで |                |

別表第 3 上野運動公園体育館の項の次に次のように加える。

|                      |         |         |        |       |        |        |       |
|----------------------|---------|---------|--------|-------|--------|--------|-------|
| しらさぎ運動公園多目的グラウンドラウンド | 屋内グラウンド | ゲートボール場 | 1コート   | 1時間   | 中学生以下  | 150    |       |
|                      |         |         |        |       | 一般     | 300    |       |
|                      |         | その他     | 1/3面使用 | 1時間   | 中学生以下  | 450    |       |
|                      |         |         |        |       | 一般     | 900    |       |
|                      |         |         | 2/3面使用 | 1時間   | 中学生以下  | 900    |       |
|                      |         |         |        |       | 一般     | 1,800  |       |
|                      | 全面使用    | 1時間     | 中学生以下  | 1,350 |        |        |       |
|                      |         |         | 一般     | 2,700 |        |        |       |
|                      | 照明設備    |         |        |       | 1時間    | 20灯使用  | 250   |
|                      |         |         |        |       | 1時間    | 40灯使用  | 500   |
|                      |         |         |        |       | 1時間    | 60灯使用  | 750   |
|                      |         |         |        |       | 1時間    | 80灯使用  | 1,000 |
|                      |         |         |        |       | 1時間    | 100灯使用 | 1,250 |
|                      |         |         |        |       | 1時間    | 120灯使用 | 1,500 |
| 1時間                  |         |         |        |       | 140灯使用 | 1,750  |       |
| 1時間                  |         |         |        |       | 160灯使用 | 2,000  |       |
| 1時間                  |         |         |        |       | 180灯使用 | 2,250  |       |
| 1時間                  |         |         |        |       | 200灯使用 | 2,500  |       |
| しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場    | ゲートボール場 | 1コート    | 1時間    | 中学生以下 | 150    |        |       |
|                      |         |         |        | 一般    | 300    |        |       |
| しらさぎ運動公園管理棟          | 会議室1    |         | 1時間    | 中学生以下 | 250    |        |       |
|                      |         |         |        | 一般    | 500    |        |       |
|                      |         | 冷暖房     | 1時間    | 400   |        |        |       |
|                      | 会議室2    |         | 1時間    | 中学生以下 | 250    |        |       |
| 一般                   |         |         |        | 500   |        |        |       |

|  |     |     |     |
|--|-----|-----|-----|
|  | 冷暖房 | 1時間 | 400 |
|--|-----|-----|-----|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(管理の特例)

- 2 第2条第11号から第13号までに規定する体育施設は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して1年を超えない範囲内に限り直営施設とすることができる。

(指定管理者の指定の期間の特例)

- 3 第2条第11号から第13号までに規定する体育施設の指定管理者を初めて指定する場合の指定の期間は、第5条の規定にかかわらず、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年間とする。